

## 愛媛県教育委員会11月定例会会議録

### 1 開会の日時及び場所

平成18年11月28日（火）午後2時30分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

### 2 委員定数

6人

### 3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 星川一治 委員 山口千穂

委員 砂田政輝 委員 和田和子 教育長 野本俊二

### 4 欠席委員

なし

### 5 会議に出席した公務員の職氏名

教育次長 長谷川 寿

指導部長 平岡長治

文化スポーツ部長 中川敬三

教育総務課長 横田 潔

生涯学習課長 西岡真人

義務教育課長 堺 雅子

高校教育課長 丹下敬治

人権教育課長 小田芳朗

障害児教育課長 宇高勝美

文化振興課長 和田典夫

文化財保護課長 濱田健介

保健スポーツ課長 今井裕一

### 6 会議の概要

#### (1) 開会

委員長 午後2時30分開会を宣する。

#### (2) 黙 禱

委員長 高等学校における必履修科目の未履修問題で自殺した新居浜西高等学校長に、出席者全員で黙禱を捧げることを提案する。

全委員及び事務局職員 黙禱

#### (3) 前会会議録の承認

委員長 前会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

委員長 議案第54号公立小学校教員の懲戒処分について、議案第55号公立小学校教員の懲戒処分について、議案第56号公立中学校教員の懲戒処分について、議案第57号公立中学校長の懲戒処分について及びその他の案件の平成18年度県政発足記念日知事表彰については人事案件であることから、それぞれ非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議事の進行上、公開案件を先に審議することについて発議す

る。

全委員 異議ない旨答える。

(4) 教育長報告

委員長 報告を求める。

高等学校における必履修科目の未履修について

高校教育課長 高等学校における必履修科目の未履修に関して、経緯の確認状況、未履修の内容、対応状況及び再発防止策について報告する。

委員長 首都圏等の都市部で未履修が少ないことが意外である旨意見を述べる。

星川委員 都市部では予備校や塾が多数あり、かなりの生徒がそちらに流れているが、都市部以外では学校が受験対策の学習も取り入れる必要があることが遠因になったのではないかと考える旨意見を述べる。

委員長 未履修の問題を契機に高等学校の教育におけるいろいろな問題が浮き彫りになったと思われるので、国へも意見を上げ、問題点を議論して欲しい旨意見を述べる。

山口委員 高等学校は予備校ではなく、人間育成の教育を行う場として考えてほしい旨意見を述べる。

砂田委員 今は生徒の救済に尽力すべきである旨、県教委の学校に対する指導助言が強化されることにより学校の目線が生徒から県教委に向いてしまうことが懸念されるので、指導助言と同時に援助をすることが先決である旨、及び学校を援助する方法として、県教委に校長が気楽に相談できるような体制づくりを実施して欲しい旨意見を述べる。

教育長 この問題の背景にある教育のあり方については、県議会の文教委員会においても学習指導要領の問題等について国に積極的に要望していくべきとの意見があった旨、高校教育のあり方として人格の形成を目的とすることを再認識した旨、また、再発防止のための指導は必要だが、学校長自らの特色ある取組みを阻害するような管理教育に逆戻りしないよう、気楽に相談できる雰囲気づくりが大事であり、検討していきたい旨、及び真摯な反省の上に立って、3月には3年生全員が無事卒業できるよう全力で支援していきたい旨説明する。

教科書採択関連訴訟の訴えの取下げについて

教育総務課長 平成17年度に行った扶桑社版教科書の採択に関し、平成18年1月及び平成18年4月に提起されていた2件の訴訟について、原告から訴えの取下げがあった旨、これにより提起された訴え13件のうち11件が一方的に取り下げられたことになり、その中には判決を目前にして取り下げられたもの6件のほか、口頭弁論が1回も開かれないうちから取り下げたものもあるなど、原告らは本当に判決を受けるつもりであったのか疑問を感じている旨、及び残された訴訟についても自信を持っ

て対応したい旨報告する。

いじめの根絶に向けた取組みについて

義務教育課長 いじめ問題の根絶に向けた取組みに関し、今治市教育委員会や当該学校における主な取組状況、県教委の主な取組状況、各学校の主な取組状況及び主な課題について報告する。

委員長 教師はいじめはあるという認識で臨んでいるのであろうが、報道によるといじめについて報告されている数は0とのことであり、本音と建前のギャップがあると思われるがどう考えるか質問する。

義務教育課長 いじめは大なり小なりあると認識しており、早く発見し、早く解決して欲しいと考えている旨、0と報告されているのは、いじめを主の原因として捉えた自殺の件数であり、いじめはあると報告されている旨、学校も発見に努めており、いじめが見えにくくなってきていることや、つい見過ごすこともあるのかもしれないが、意識的に報告数を少なくしていることはない旨説明する。

委員長 いじめはケースによって異なり、教員の能力も様々であるので、発見した時の教員の対応は非常に難しいと考える旨、及び対策は心の問題であるので継続的に実施する必要があると考える旨意見を述べる。

教育長 児童生徒が自ら命を絶つことは絶対阻止したい旨、根絶のための決め手はないと思うが、いろいろなことをやっていくことが大事であると思われるので取り組んでいきたい旨説明する。

山口委員 文部科学省から出された緊急メッセージでは、子どもと対話するように保護者に求めていたが、このような当たり前のことを取って書かなければならないほど家庭の教育力が低下していることについて反省させられた旨意見を述べる。

和田委員 ヤングホットラインについて、財政的な事情もあるかもしれないが、これ以上縮小しないようにして欲しい旨意見を述べる。

全国人権・同和教育研究大会の開催について

人権教育課長 平成18年12月2日・3日に本県において開催する全国人権・同和教育研究大会の概要について報告する。

## (5) 議 事

専決処分の承認

委員長 専決処分について報告を求める。

教職員の報賞について

義務教育課長 平成18年10月31日に退職した公立学校教員に対し、愛媛県教職員報賞規程に基づき報賞することについて、愛媛県教育委員会教育長専決規則に基づき専決処分した旨報告し、承認を求める。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

教職員の報賞について

義務教育課長 死亡した公立学校長に対し、愛媛県教職員報賞規程に基づき報賞することについて、愛媛県教育委員会教育長専決規則に基づき専決処分した旨報告し、承認を求める。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

教職員の報賞について

高校教育課長 死亡した県立学校長に対し、愛媛県教職員報賞規程に基づき報賞することについて、愛媛県教育委員会教育長専決規則に基づき専決処分した旨報告し、承認を求める。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

教職員の報賞について

高校教育課長 死亡した県立学校教員に対し、愛媛県教職員報賞規程に基づき報賞することについて、愛媛県教育委員会教育長専決規則に基づき専決処分した旨報告し、承認を求める。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(6) その他

県立学校における副校長制の導入について

委員長 協議題の説明を求める。

高校教育課長 県立学校における校長権限の一部委譲及び副校長制の導入について検討しており、その方法として、「教頭の呼称のまま権限委譲を行う」、「権限委譲するとともにすべての教頭の呼称を副校長に改める」、「権限委譲するが分校の教頭のみ副校長という呼称に改める」の3つの案について説明する。

委員長 意見を求める。

教育長 来年度から、簡易な事務や決裁権限をできるだけ教頭及び事務長に委譲したいと考えている旨、また権限委譲を受けた教頭を責任ある学校運営を行う者として副校長と呼称することについて、導入の可否及び方法を検討して欲しい旨説明する。

砂田委員 権限委譲については基本的に賛成である旨、副校長の呼称を導入する場合は、同じ教頭クラスでありながら副校長と呼ばれる者と教頭と呼ばれる者が混在するのは適当でないことから、すべての教頭に

適用して欲しい旨意見を述べる。

委員長 権限委譲については異論ないが、呼称を変える理由はないと考える旨意見を述べる。

星川委員 地域との連携の意味では、副校長の方が親近感が感じられる旨意見を述べる。

教育長 委員の意見を参考に今後更に検討したい旨述べる。

(7) 議 事

議案審議

委員長 以後の案件を非公開とする旨宣する。

委員長 議案第54号を上程する。

○議案第54号 公立小学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 交通違反を行った公立小学校教員を懲戒処分する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第55号を上程する。

○議案第55号 公立小学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 交通違反を行った公立小学校教員を懲戒処分する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

教育長 飲酒運転について、世間が注目しているこの時期に起こしたものであること、及び県公営企業局職員の処分例などを勘案して原案とした旨説明する。

教育次長 昨年の春の交通安全期間中であるが、停職3箇月の処分例がある旨説明する。

砂田委員 原案が妥当であると考え旨意見を述べる。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第56号及び議案第57号を上程する。

○議案第56号 公立中学校教員の懲戒処分について

○議案第57号 公立中学校長の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 生徒にわいせつ行為を行った公立中学校教員及び当該教員に対する指導監督責任により中学校長を懲戒処分する原案の説明を

する。

委員長 原案について意見を求める。

教育長 7月に事件は起きているが、県教委への報告が遅れたため今月の発議となった旨、及び校長が2学期からも当該教諭に授業をさせていたことは生徒に配慮のない行為であり原案とした旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(8) その他

平成18年度県政発足記念日知事表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

教育総務課長 平成18年度県政発足記念日知事表彰の被表彰候補者4名の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(9) 閉 会

委員長 午後4時30分閉会を宣する。